

## 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準

平成2年4月1日付け目総契第740号決定

### (目的)

**第1条** この基準は、区における契約事務の適正な執行を確保するため、目黒区契約事務規則（昭和39年3月目黒区規則第6号）第35条の規定により資格審査サービスに登載されている者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (指名停止)

**第2条** 区長は、有資格業者が別表第1及び別表第2左欄に定める指名停止に係る措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該右欄に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の指名停止を行う。

2 前項の規定により指名停止を受けた有資格業者について、既に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

### (下請負人、共同企業体及び事業共同組合等に関する指名停止)

**第3条** 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、指名停止を受けた有資格業者のもとに、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人に対しても元請負人の指名停止の期間を限度として指名停止を行うものとする。

2 前項の規定は、共同企業体又は事業協同組合等について指名停止を行う場合、当該共同企業体又は事業協同組合等の内部構成員又は組合員であつて責を負うべき有資格業者についても適用する。

この場合において、当該内部構成員又は組合員に対する指名停止の期間は、当該共同企業体又は事業協同組合等に係る指名停止の期間を限度として定めるものとする。

3 前2項の規定により指名停止を受けた有資格業者について、既に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

### (指名停止期間の特例)

**第4条** 有資格業者が一の事案により二以上の措置要件に該当した場合は、当該措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長い期間を適用する。

2 既に指名停止期間中の有資格者が、別件において措置要件に該当することになった場合は、その時点から重複して、当該措置要件に応じ定める期間について指名停止を行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1及び別表第2の各号に定める期間の最長の期間の2倍の範囲内で指名停止の期間を定めることができる。ただし、この場合の指名停止の期間は36か月を超えることはできない。

(1) 有資格業者が、措置要件に係る指名停止の期間中又は指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、再び措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2の2の項又は3の項に該当する場合で、当該違反行為において有資格業者が

主導的役割を果たしたとき。

(3) その他極めて悪質な事由等特に必要があると認められるとき。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1及び別表第2の各号に定める期間の範囲内で、通常の措置よりも短縮して指名停止の期間を定めることができる。

(1) 別表第2の2の項に該当する場合で、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき。

(2) その他斟酌すべき事由等特に必要があると認められるとき。

5 指名停止の期間中にある有資格業者について、当該指名停止の措置の後に当該措置に係る極めて悪質な事由が明らかになったときは、当該期間を36か月を限度として延長することができる。

6 指名停止期間中の有資格業者について、当該指名停止の措置の後に当該措置に係る情状酌量すべき事由が明らかになったときその他必要があると認めるときは、当該指名停止に係る期間の範囲内で、期間の変更を行うことができる。

7 指名停止の期間中にある有資格業者が、措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかになったときは、指名停止の解除を行うものとする。

#### (指名停止の通知)

**第5条** 区長は、第2条第1項若しくは第3条第1項の規定により指名停止を行い、前条第4項、第5項若しくは第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ別記様式1、別記様式2又は別記様式3により通知するものとする。

#### (指名停止等の公表)

**第6条** 区長は、第2条第1項又は第3条第1項の規定により指名停止を行ったときは、別記様式4により指名停止をした有資格業者の名称、指名停止の理由及び期間等を公表するものとする。

2 第4条第5項から第7項までの規定は、前項の公表について準用する。

#### (指名停止に至らない事由に関する措置)

**第7条** 区長は、有資格業者が措置要件に該当するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

#### (随意契約の相手方の制限)

**第8条** 区長は、指名停止の期間中にある有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

#### (下請等の禁止)

**第9条** 区長は、指名停止の期間中にある有資格業者が、区が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、契約の種類、履行場所

等からみて、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

**付 則**

- 1 この基準は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 適用日以前に行なった指名停止措置等については、なお従前の例による。

**付 則（平成7年4月1日付け目総契第42号）**

- 1 この基準は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 適用日以前に行なった指名停止措置等については、なお従前の例による。

**付 則（平成17年12月28日付け目総契第925号）**

- 1 この基準は、平成17年12月28日から適用する。
- 2 適用日以前に行なった指名停止措置等については、なお従前の例による。

**付 則（平成19年4月1日付け目総契第25号）**

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

**付 則（平成23年8月22日付け目総契第4085号）**

この基準は、平成23年8月29日から適用する。

**付 則（平成31年3月4日付け目総契第8220号）**

- 1 この基準は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 適用日以前に行なった指名停止措置等については、なお従前の例による。

別表第1 区の発注する契約において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載</p> <p>(1) 区の発注する契約（以下「区発注契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る資格審査の申請、競争入札参加希望申請、及びその他入札前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 区の競争入札参加資格申請及び区内業者認定届出において、その申込書類等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>2 契約履行成績不良</p> <p>(1) 区発注契約の履行が不適切であるとして、再三改善指導又は改善命令を行ったが改善されず、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 区発注の工事契約において、工事成績が著しく不良であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>3 過失により履行が粗雑な場合</p> <p>(1) 区発注契約の履行が、契約相手の過失により粗雑と認められるとき。</p> <p>(2) 東京都内における区発注以外の契約（以下「一般契約」という。）の履行が、契約相手の重大な過失により粗雑と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>4 契約違反</p> <p>3に掲げる場合のほか、区発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>

別表第1 区の発注する契約において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>5 公衆損害事故</p> <p>(1) 区発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>6 従業員等関係者事故</p> <p>(1) 区発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、従業員等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(2) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、従業員等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上4か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる者が区の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）、それ以外の有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する者をいう。）（以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の使用人でアに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次のア又はイに掲げる者が、目黒区以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から36か月</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から24か月</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から6か月以上18か月以内</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>(1) 区発注契約のうち議会の議決により締結する契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) (1)に掲げる場合を除く区発注契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(3) 区発注以外の契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から36か月</p> <p>当該認定をした日から24か月</p> <p>当該認定をした日から3か月以上18か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>3 競売入札妨害又は談合</p> <p>(1) 代表役員等又は使用人が、区発注契約のうち議会の議決により締結する契約に関して、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>(2) 次のア又はイに掲げる者が、(1)に掲げる場合を除く区発注契約に関して、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 使用人</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる者が、区発注以外の契約に関して、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から36か月</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から24か月</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から18か月</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から3か月以上18か月以内</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から2か月以上12か月以内</p>
<p>4 建設業法違反行為</p> <p>(1) 区発注契約に関して、建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 区発注以外の契約に関して、建設業法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上18か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>5 公契約条例違反 目黒区公契約条例（平成29年12月目黒区条例第36号）の規定により契約を解除されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上24か月 以内</p>
<p>6 その他の不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 区発注契約において、落札後、正当な理由がなく契約を締結しないとき。</p> <p>(2) 別表第1、前各号及び(1)に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は使用人が犯罪の容疑により起訴されるなど、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以 内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上18か月以 内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以 内</p>